

議第111号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

令和2年9月23日提出

京都市長 門川 大作

相手方	
事件の種類	所有権移転登記手続の請求
事件の内容	<p>京都市伏見区醍醐外山街道町21番地の30（72.11平方メートル。以下「本件土地」という。）は、昭和15年5月18日の売買契約により、（以下「登記名義人」という。）が所有権を取得した。その後、本市は、平成9年3月10日に本件土地を含む市有地を広場として共用に供し、同日から現在に至るまで本件土地を占有している。</p> <p>本市は、登記名義人の相続人の一人である 及びその相続人である相手方に対し、本件土地について、本市への所有権移転登記の手続に必要な書類の提出を求めたが、相手方は、これに応じようとしなない。</p> <p>そこで、相手方に対し、所有権移転登記手続を求める訴えを提起しようとするものである。</p>

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。